

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和3年7月7日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

### <質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから7月7日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

それでは、フジオカさん、お願いします。

○記者 NHKのフジオカです。

今日の定例会の議題なんですけれども、玄海原発の基準地震動の変更の可否の話題のところで、変更は不要であるとするのを認められないとする通知を決定されたんですけれども、これは内容としては一部の周波帯で同一の基準地震動を包絡されていない部分があったということで、今日委員長から九州電力に対しては厳しい指摘もあったと思うんですけど、これについてどのようにお考えだったのでしょうか。

○更田委員長 九州電力が当初これで変更は不要だと上げてきた根拠が、今日の事務局からの説明を聞く限りにおいて、背景で彼らがどういう説明をしていない検討をしたのか分かりませんが、今日報告があった限りにおいていえば、例えば水平動において、この波が上に超えていますと、だけど、鉛直方向に関しては、別の波が超えているからオーケー（OK）ですと。いわゆる新規制基準に適合するための審査を経ていれば、これが説明として規制委員会、規制庁側に認められるとは彼らも思わないはずなので、どうしてまたこんな説明でというのは、もし、取りあえず当ててみてというようなアプローチなんだとしたらば、これはちょっと九州電力の姿勢に対して疑いを持つてしまうので、そういった意味で今日、疑問といいますか、不思議に思いました。

仮に、今日事務局からも説明がありましたように、仮に個々の機器に対して確認をしてみて、従来の裕度の中でカバーできるというような判断が仮にあったんだとしたらば、それはそういう説明をするべきだし、またその個々の確認というのは設工認レベルの話なので、基本どおりですけど、周波数帯全域にわたって標準応答スペクトルを上回る波がないわけなので、これは変更申請をしてもらう必要があるというのは、これはごくごく当然、自然な判断を規制委員会としてはしたものというふうに思っています。

○記者 この件については、九州電力から申請を待つ形になると思うんですけど、委員会として何か九州電力に対して意図を確認するだったりとか、そういったようなことはお考えでしょうか。

- 更田委員長 いや、こちらからの指摘に対して、九州電力も極めてあっさりと言ったことなので、これはもう粛々と標準応答スペクトルを含めて、基準地震動の策定の議論を、準備ができ次第始めたいと、それだけです。
- 記者 最後にしますが、この震源特定せずの新評価の導入によって、今回の玄海では、現時点でどれぐらいのプラントに影響が出るんだらうというふうに、委員長としてはお考えですか。
- 更田委員長 ちょっとこれは想像なので、想像でお話するのはふさわしくありませんけれども、恐らくは、これも設工認段階に入らないと分からないですけれども、耐震補強の必要がない、基本的にプラントに変化はないというふうになる可能性もあるし、多少の耐震補強が必要になってくるケースもあり得るだらうと思いますけど、いずれにせよ、今までの基準地震動との比較において、恐らく余り大きな違いというものにはならないだらうと思っています。
- 司会 ほかに御質問ございますでしょうか。よろしいですか。  
では、クドウさん、お願いします。
- 記者 電気新聞のクドウと申します。よろしくお願いたします。  
今日の委員会で、泊の防潮堤について委員長から、基本構造からやり取り始められるんじゃないかというような御発言がありました。私も審査効率化に繋がるのかなというところで、いいことなのではないかなと思うんですけれども、御提案に至った考えを改めてお聞かせいただけないでしょうか。
- 更田委員長 構造であるとか設計方針というほど大げさなものでもなくても、まず今、泊というサイトは既設の防潮堤を持っています。その上で、じゃあもう一つ防潮堤を設けるとしてもそんなにスペースがあるわけではないんですね。特に南側等を考えると、どういう方針なのかだけでも聞くことはできるのではないかと。既設の防潮堤を置いたまま新設の防潮堤、既設の防潮堤を一部ないしは全部置いたまま新設の防潮堤を設けるケースもあれば、既設を撤去して新設の防潮堤を造るケースもあるでしょうけど、海側に造るとなると、構造として大掛かりなものになりますし、また既設を残したままだと、既設が新設に対して悪さしないかどうかというのを見なきゃならない。そこで、どういう方針であるのかぐらいは、恐らくもう北電のほうとしては固まっていると思われるので、まずその辺りぐらいからは聞き始められるのではないかというふうに考えて、今日の発言をしたわけです。
- 記者 分かりました。  
あと、審査が進んでいる号機を有するサイトについては、プラント側の審査は早めに入れるんじゃないかというような趣旨の御発言もあったかと思うのですが、島根が審査書案取りまとめに至って、許可に関するプラント側の審査というのは少なくとも当面は行われなような状況になると思うんですけれども、委員長はその点どのように

お考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○更田委員長 例えですけれども、これは随分もう何年も前の話ですが、東北電力と原子力規制委員会がやり取りをしたときに、効率という言葉はおかしいですけれども、女川のサイトについて一気に審査をしたときに、次に女川のサイトに位置する、具体的には女川2（号機）が終わったときに女川3（号機）の審査に入るほうが、東通に入るよりもずっと早く、つまりハザード側の審査はほぼ終了してるわけですから。ですけど、どうしますかという、東北電力はぜひ東通優先でお願いしますと。これはもう様々な御事情が申請者にはあるだろうから、申請者側の裁量で決めることではあるんですけども、私たちのほうとしても審査はいつまでもハザード側の審査をプラント側が待つような形にはしたくないので、そういった意味では、同じサイトに立っている別号機の審査に入るほうが、プラント側としては仕事が進めやすいのは事実なんです。

一方で、同一サイト内に既に許可を受けたものに関しては、その後の認可のために申請者側も資源を投入しているので、なかなかそういった例というのは進まない。これはどうしても当然、規制庁と同様に、電力側もリソースの投入に関しては苦慮しているところだろうというふうに思いますけれども。

東北ばかり例に挙げては申し訳ないですけど女川2（号機）をやって、じゃあ東通って言われるよりは、女川3（号機）というほうが、プラント側としては入りやすいですし、島根の場合は2（号機）について今、許可に関するパブコメをしてるところですけど、じゃあ3（号機）がどうかといったときに、やはり中国電力からは仮に3（号機）の議論を始めたとしても、割けるリソースは極めて限られているというような話は聞いています。

そういった意味で、審査の進捗というのは規制庁側の事情、申請者側の事情が双方が絡むので、なかなか規制委員会が発足して9年ですか。新規制基準適合性審査を始めて、もう数年経っているわけですけど、なかなかここら辺はどうしても時間が経つのは致し方ないのかなというような思いで今日はちょっと議論していました。

○記者 分かりました。今お話しいただいたような状況も踏まえて、今後、プラント側の審査体制ですね、どのようにして行くかというような、ちょっと待機の状況が続いているプラントも多いのですけれども、その辺りはどうですか。

○更田委員長 それほどプラント側の審査部隊が待機しているかという、それほどでもなくて、実は構成は随分変えてきているので、御承知のように設工認は随分多数走っているし、それから特定重大事故等対処施設の審査に随分リソースを割いてます。それから、実用炉だけではなくて、再処理施設の設工認も非常に大掛かりな作業があるので、プラント部隊が待っているというのは余り正しくはなくて、他へ展開してしまっている。ただ、この展開換えが余りに頻繁だと混乱をするので、できれば集中的に同系の審査を行えると、仕事上はやりやすいわけですけども、これは申請者側の事情を踏まえて、うちの部隊編成を弾力的に変えていくということしかないだろうというふうには思い

ます。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

マツヌマさん、お願いします。

○記者 赤旗のマツヌマです。

今日、福島第一原発の耐震の評価の問題いろいろ議論あったんですけど、その中で、特に既存施設の耐震の問題で、壊すものに対して補強するのはどうなのかなという御意見があったと思うんですけども、いずれ壊さなきゃいけないものの耐震性についてそこまでなくていいんじゃないかという御意見もあったと思うんですけど、ただ、ごもっともだと思つと同時に、何年後に壊せるのかという問題がどうしても出てくるんじゃないのかって。環境影響もそうですけど、廃炉の妨げになるような壊れ方をしても困るわけですね。そういう中で、現実すぐに補強しなきゃいけないものがあるかどうか分かりませんが、しかしこういった議論をするときに、5年、10年先なのか、30年先なのか、はたまたもっとということに対して、やっぱりそろそろ現実的な時間軸での議論なり考慮していかないといけないのではないのかなと思ったんですが、その点についてお願いします。

○更田委員長 まず、これから壊すものであるから耐震補強が必要でないと言つたつもりはありません。これから撤去するまでに長期間を有すると見られるもので、それが撤去までの間に地震を受けて、今、マツヌマさんおっしゃったように非常に都合の悪い壊れ方をしてしまう、例えばダストをあげてしまふとか、あるいは他の廃炉作業の障害になるような壊れ方をするようだったら、これは当然のことながらこれから壊すものであつても一旦耐震補強をするということは十分にあり得るだろうと思つています。ですから、一律にこれから壊すものだから耐震補強が必要ないというふうに申し上げたわけではありません。これはですからなかなか難しいことですが、個々に地震によって損傷を受けた時の被害について考えて、そこのバランスを取っていくということになるだろうと思つています。

それから、時間軸に関しては立てられるものと立てられないものがどうしてもあるだろうとは思つています。作業を一つにしても、例えば事故直後に投げ込んだ土嚢ですけども、いわゆるゼオライトの土嚢の処理にしても、もう恐らく数年前から撤去については指摘もして、東京電力もその問題意識は持っていたけれども、なかなか時間が経つて、速やかには進まないものもあるので、時間軸の議論ってなかなか難しいだろうと思つています。例えば、4号機にしても4号機はフォールアウト以外の汚染があるわけではないから片付けようと思えば言つてもこれ優先順位の問題はあるだろうし、それからタービン建屋のほうの屋根は大分綺麗になつたけれども、床面等々に関してまだごろごろ転がっているような状態で、これも手をつけられないことはないでしょうけれども、これも

優先順位の問題ですよ。時間軸の議論というのは確かに望ましいことだし、御指摘は大変よく分かりますけれども、さて、実際に一つ一つに当たってみるとというのは、議論を始めてみることに価値があるようにも思いますけれども、なかなか難しい議論だとも思います。繰返しになりますけれども、耐震補強の問題と、それから耐震だけではなくて耐津波についてもそうですけれども、これまでも検討用地震動を意識した個別の審査というのは、実施計画において行ってきたことでありますけれども、さらに、やっぱり今年2月にああった地震を経験したこともあるし、それから、山中委員も指摘していたように、しっかり地震計等々の配備も進めて、もう一回気を引き締めて1Fサイトの耐震・耐津波について議論を活性化させるということには意味があると思います。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

それでは、イシダさん、お願いします。

○記者 西日本新聞のイシダと申します。

話戻りますけれども、九州電力玄海原発の件で、先ほど、九州電力の姿勢に疑問を持たれたという御発言あったんですけれども、委員長としてはその九電の今回ミスというよりは認識の甘さのようなものがあったという印象を受けられたということでしょうか。

○更田委員長 そこがある意味よく分からないんですよ。どうしてこの主張で、これだけの主張でSsを改める必要はないという主張を九州電力がしたのか。その主張が普通に考えればとてもそれで規制委員会、規制庁が納得するはずはないだろうって彼ら自身も分かっていたんじゃないかと思っていて、どうしてこの主張で変更の必要ありませんという評価を持って来られたのか、率直に奇妙に思ったので。これ、一方的に言っているも仕方がないので、どこかで接点があれば「あれって不思議に思いました」と聞いてみたいとは思いますが。

○司会 ほかに御質問ございますか。

じゃあ、スズキさん、お願いします。

○記者 新潟日報のスズキです。よろしくお願いします。

今日の議題ではないんですけれども、柏崎刈羽原発で消火配管の工事の不備について匿名の申告があったというふうな、我々も報道しているんですけれども、それについて委員長として受け止めをもしお願いできればと思うんですけれども。

○更田委員長 これは今、御質問にもあったように、申告案件なので、東京電力としても非常に慎重な取扱いをしているというふうに聞いています。私たちとしても申告に基づくものなので、まずは東京電力がしっかり確認をして、いずれ東京電力としては結果をまとめることになると思いますので、これは検査等を通じて聞いていくことになるだろうと思っています、ただ、今の時点は、やはりしっかりとした対応を東京電力が進めて

いるということを期待するという。案件が案件であるだけに慎重にやってもらいたいというふうに思います。

○記者 先ほどもおっしゃったように申告案件というところであれなんですけれども、ですから、まだちょっと不備が確実にこれあったというふうな、不備がありましたというふうな事実としてまだ確定をしていないとは思いますが、ただ、こういうふうな匿名で申告が上がってくるということは、やはり全く不備がなければ上がってこないと思うんですけれども、そうすると、やっぱりまた何度も我々聞いているんですけれども、東京電力の工事未完了の問題もあるんですけれども、やっぱりこういった問題が次々に起きてくるというところで、東京電力の姿勢の問題というのがまた改めて問われてくると思うんですが、我々も再三聞いているとはいえ、そこについてもどのように認識されているのか、改めてお伺いします。

○更田委員長 今回の件に関して言えば、これは東京電力が調査をしてその結果を私たちとして聞かないことには何も申し上げようがないですけれども、一般論からすると、おっしゃったように何もなければ申告ないはずだというのも一つの考え方ではありますけれども、一方で、申告によって注意が喚起されるというのは、申告制度がうまく回っているということでもあるので、いずれにせよ、今回の件についてはまだ内容を把握しているわけではありませんので、この申告があったということだけを捉えて何かを言うという段階ではないというふうに思っています。

○記者 最後ですけれども、これから東京電力が調査をして、また何らかのタイミングで公表するということなので、それを待つということにはなるとは思うんですが、規制当局としてはどういうふうな対応をこれから取っていかれるかというのは、いかがですか。

○更田委員長 これはまず日常検査の中で必要に応じて検査官が立ち会うケースもあるでしょうし、それから、東京電力は結果を取りまとめる前に、これは東京電力の裁量による部分もありますけれども、検査官として話を聞くということはあるだろうというふうに思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

今、カワバタさん挙げられていますけれども、ほかに御質問がある方おられますか。じゃあ、ヒロサワさん、じゃあお二人にしたいと思います。

じゃあ、まずカワバタさん、お願いします。

○記者 愛媛新聞のカワバタと申します。よろしくお願いします。

四国電力伊方原発で、2017年から19年までに、5回、宿直中に所員が無断で外出していて、保安規定で定める必要な要員数を満たさない時間帯があったという事案がありました。一応、今日、トピックスとしては挙げられていたんですけれども、御意見は委員の方から出なかったんですが、四国電力が10月に3号機を再稼働するという方針を示さ

れている中で、県民にはなかなかちょっと安全対策に不安の声とかもかなり出ているんですけれども、委員長としての受け止めをお願いできますでしょうか。

○更田委員長 これは一言で言って、残念な案件ですよ。確かに、重大事故に備えて宿直する、待機するというのは、普通に考えれば極めて頻度の低い、起きる確率の低いものに備えて待機をしているということはなかなかしんどいことかもしれないけれども、じゃあ四国電力はもう福島第一原子力発電所事故のことを忘れてしまったのか。やはり時が経つによって緩んでいないか。東京電力福島第一原子力発電所事故のことをしっかり認識し続けるんだったら、その反省と記憶をしっかりと持ち続けるんだったら、待機宿直というのは大事な任務、職務なんだということがしっかりと行き渡ってなければいけないことですので、そういった意味で四国電力としてもう一回事故の当初に立ち返って、しっかりと気を引き締めて貰いたいというふうに思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 では、ヒロサワさん、お願いします。

○記者 日経新聞のヒロサワです。

今日の議題1に関連してなんですけれども、9か月の中で標準応答スペクトル規制に対する態度の要否というのを示してくれというのを求めたわけなんですけれども、伊方原発を除いてもう全ての原発対象となる、一先ず許可を得ているものなんですけれども、原発からはもう回答が出ている状況です。そういうペース、事業者の回答のペースに対する評価というのが1点と、この標準応答スペクトル規制というのはそもそもバックフィットの考え方に基ついて導入されたものなんですけど、電力会社が対応に追われているというのも実情としてあるのかなと思っていて、こういう制度の必要性を改めてどう考えていらっしゃるのかというのを教えてください。

○更田委員長 まず、事業者の対応というのは、これは置かれているサイトの条件によってどうしても異なるだろうと思います。というのは、そのサイトの設計基準地震動が震源を特定した地震動によって支配されていて、特定せずがそれを下回っているケースの場合だと、その特定せず、留萌と標準応答スペクトルそれほど大きな差があるわけではありませんので、比較的簡単な結論を簡単にその変更の必要ないという結論を得やすいサイトもあれば、九州電力のサイトのよう、もともと特定せずが上回っている留萌が上に出ているようなサイトだと、当然、標準応答スペクトルの影響が出てきますので、対応であるとか議論の持って行き方に関して、準備期間というのは一定程度いるんだろうと思っています。対応に追われているという言葉は、標準応答スペクトルにはあまり当たらないかなと思っているのは、多くの場合は耐震補強が必要であったとしても限られたものですし、それから、評価に関して、これはもともと電力に対して、自ら調べて提案をと言っていたのにいつまでたっても何にも来ないから痺れを切らして原子力規制庁が自ら調べて標準応答スペクトルを策定して。ですから、標準応答スペクトルに関

しては事業者が対応に追われていると言われる筋合いはないというのが規制委員会の立場です。

それから、後半の御質問ですけれども、バックフィットはやはり継続的な改善を進めていく上では、非常に重要でかつ強力な手段だというふうに思っています。一方、強力な手段であるだけにその運用に関しては個別に丁寧な議論が必要だし、それから、これは繰り返し申し上げていますが、バックフィットを掛けることの緊急性によって対処を実現してもらうまでの期間、猶予期間とかそういった言われ方をしますけれども、その期間については弾力的であるべきだろうと思っています。例えばですけど、全てのバックフィットが即刻という形になると、これは提案であるとか改善のための意欲を削いでしまう形になるし、一方で、いたずらに長期間でいいというものでもないので、これまで一言でバックフィットと言っても火災防護から電気火災、様々なものがありましたけれども、これはやはり個別にその都度、規制当局として判断をしていくことになるだろうと思っています。いずれにせよ、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省を受けて得た、非常に重要でかつ強力な手段だというふうに思っています。

○司会 それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—